

北上市告示甲第47号

北上市みどりのまちづくり補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年4月1日

北上市長 高橋敏彦

北上市みどりのまちづくり補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この告示は、みどりの推進地区内の緑化の促進を図るため、みどりの推進地区内の住宅又は事業所の敷地内に樹木を植える者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、北上市補助金交付規則（平成3年北上市規則第57号）及び北上市補助金交付要綱（平成3年北上市告示第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) みどりの推進地区 北上市みどりのまちづくり条例（平成4年北上市条例第22号）第11条第1項の規定により指定されたみどりの推進地区をいう。
- (2) 緑化行為 土地（建物が存するものに限る。）の緑化（プランター等の移動可能なものによる緑化を除く。）であって、次表に規定する基準に該当する樹木を植栽する行為をいう。

項目	基準
緑化の場所	隣接する道路（申請者が専用的に使用する道路を除く。以下同じ。）の境界から概ね6メートル以内であること。
緑化の方法	樹種の変更その他の植替えを目的としない新たな植栽であり、かつ、次のいずれかの樹木について、隣接する道路から樹高の半分以上が容易に見えるように植栽すること。 (1) 高木（高さ3メートル以上の樹木をいう。以下同じ。）1本以上 (2) 中木（高さ1.5メートル以上3メートル未満の樹木をいう。以下同じ。）1本以上 (3) 低木（高さ0.3メートル以上1.5メートル未満の樹木をいう。以下同じ。）4本以上

(補助対象者)

第3 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 納期の到来している市税を滞納していないこと。
 - (2) 緑化行為の対象となる土地について、過去5年以内にこの告示に基づく補助金又は他の制度による同様の趣旨の補助金等の交付を受けていないこと。
 - (3) 国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる団体でないこと。
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者でないこと。
- （補助対象事業）

第4 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助対象者がみどりの推進地区内で行う緑化行為であること。
 - (2) 補助対象者が自ら所有し、又は管理する土地において行う緑化行為であること。
 - (3) 補助金の交付決定後に緑化行為に着手し、かつ、補助金交付決定年度の3月末日までに第11に規定する請求書の提出ができること。
- （補助対象経費）

第5 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に係る経費のうち苗木の実費相当額とし、次の表の左欄に掲げる緑化行為に応じて同表の右欄に定める額を、植栽する樹木1本当たりの限度額とする。

緑化行為	樹木1本当たりの限度額
高木の植栽	16,000円
中木のうち高さ2メートル以上のものの植栽	8,500円
中木のうち高さ2メートル未満のものの植栽	3,500円
低木のうち高さ1メートル以上のものの植栽	2,000円
低木のうち高さ1メートル未満のものの植栽	1,000円

（補助金の額）

第6 補助金の額は、補助対象経費の合計額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、同一の補助対象者に対する補助金の額は、5万円を限度とする。

（補助金の交付申請）

第7 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、北上市みどりのまちづくり補助金交付申請書（様式第1号）及び誓約書兼同意書（様式第2号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 見積書の写しその他の緑化行為により植栽しようとする樹木の単価及び本数が分かる資料

- (2) 緑化行為により植栽しようとする樹木の平面図、立面図その他の当該樹木の位置及び高さが分かる図面
- (3) 緑化行為を行う場所（以下「緑化場所」という。）の写真
- (4) 納期の到来している市税を滞納していないことが分かる書類
- (5) 緑化行為の対象となる土地等を所有しない場合にあつては、当該土地等の所有者の承諾書
- (6) その他市長が必要と認める書類
（補助金の交付決定）

第8 市長は、第7の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付の条件）

第9 市長は、第8の規定による補助金の交付決定をするときは、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 緑化行為を行うとき又は緑化行為を行った土地等の維持若しくは管理を行うときは、樹木等の範囲、日照、美観等の環境条件その他の諸条件を勘案し、周辺に対し悪影響を及ぼさないよう配慮しなければならないこと。
- (2) 補助事業を完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間、緑化行為に係る樹木を伐採し、又は緑化場所から撤去しないこと。ただし、当該樹木が枯死した場合等は、この限りでない。

（計画の変更等）

第10 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付決定を受けた後に補助対象事業の内容を変更し、又は中止若しくは廃止しようとする場合は、事業計画変更（中止、廃止）承認申請書に、市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、事業計画変更（中止、廃止）承認通知書により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11 交付決定者は、緑化行為が完了したときは、速やかに北上市みどりのまちづくり補助金交付請求書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、補助金の交付決定のあつた日の属する年度の末日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 緑化行為に係る領収書の写し
- (2) 緑化行為完了後の緑化場所の写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付）

第12 市長は、第11の規定による請求があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めたときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の取消し)

第13 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消すものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定の内容、これに付した条件その他法令等又はこの告示に違反したとき。

(3) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

(補助金の返還)

第14 市長は、第13の規定により補助金の交付決定を取消したときは、その取消しに係る補助金について、期限を定めて返還を命ずるものとする。

(補則)

第15 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

年 月 日

北上市長 様

申請者 住所
氏名

北上市みどりのまちづくり補助金交付申請書

年度において、北上市みどりのまちづくり補助金の交付を受けたいので、北上市みどりのまちづくり補助金交付要綱第7の規定により、関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 補助金申請額 金 円

2 補助金申請に係る緑化の内容

緑化場所 (地名地番)	北上市
植栽した樹木 及びその本数	

年 月 日

北上市長 様

申請者

住 所

氏 名

電話番号

誓約書兼同意書

私は、北上市みどりのまちづくり補助金交付要綱に規定する下記の要件の全てを満たすものであることを誓約します。

なお、当該補助金の申請から補助金の交付までの間に、要綱に定める必要な事項について、市が調査又は関係機関等に確認することに同意します。

また、不正な手段により補助金の交付決定を受けていたこと等又は植栽後5年以内に樹木を伐採、撤去したことにより補助を取り消された場合には、市長の指示に従い、既に受けている補助金を返還します。

記

- 1 自ら所有又は管理する土地において緑化行為を行う者である。
- 2 補助金の交付の決定後、引き続き5年以上にわたり、緑化行為に係る樹木を適正に管理する。
- 3 暴力団（北上市暴力団排除条例（平成27年北上市条例第28号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）に加入していない。
- 4 暴力団員（北上市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）ではない。
- 5 暴力団又は暴力団員と密接な関係にない。

年 月 日

北上市長 様

申請者 住所
氏名

北上市みどりのまちづくり補助金交付請求書

年 月 日付け北上市指令 第 号で交付決定のあった 年度北上市みどりのまちづくり補助金について、 年 月 日をもって緑化行為を完了したので、北上市みどりのまちづくり補助金交付要綱第9の規定により、関係書類を添えて、次のとおり請求します。

記

1 補助金申請額 金 円

2 補助金申請に係る緑化の内容

緑化実施場所 (地名地番)	北上市
植栽した樹木 及びその本数	

3 補助金振込先口座